

地方公共団体が担う主な事務

都道府県

指定都市

- ・ 児童相談所の設置
- ・ 市街地開発事業の認可
- ・ 市内の指定区間外の国道や県道の管理
- ・ 県費負担教職員の任免、給与の決定

等

中核市

- ・ 特別養護老人ホームの設置認可・監督
- ・ 身体障害者手帳の交付
- ・ 保健所設置市が行う事務
 - 〔 地域住民の健康保持・増進のための事業 〕
 - 〔 飲食店営業等の許可、温泉の利用許可 〕
- ・ 屋外広告物の条例による設置制限
- ・ 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設設置の許可
- ・ 市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可
- ・ 市街地開発事業の区域内における建築の許可
- ・ 騒音を規制する地域の指定、規制基準の設定

等

- ・ 指定区間の1級河川、2級河川の管理
- ・ 小中学校に係る学級編制基準、教職員定数の決定
- ・ 私立学校、市町村(指定都市を除く)立学校の設置許可
- ・ 高等学校の設置・管理
- ・ 警察(犯罪捜査、運転免許等)
- ・ 都市計画区域の指定

等

市町村

- ・ 生活保護(市及び福祉事務所設置町村が処理)
- ・ 特別養護老人ホームの設置・運営
- ・ 介護保険事業
- ・ 国民健康保険事業

- ・ 都市計画決定
- ・ 市町村道、橋梁の建設・管理
- ・ 上下水道の整備・管理運営

- ・ 小中学校の設置・管理
- ・ 一般廃棄物の収集や処理
- ・ 消防・救急活動
- ・ 住民票や戸籍の事務

等